

令和6年度 国土交通大臣登録

「昇降機等検査員講習」申込み案内

登録講習実施機関： 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター（講習事業部）
（事務局・問い合わせ先） （登録番号：登昇講第1号・登録年月日：平成17年1月5日）

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-15-5 内幸町ケイズビル

・電話：03-3591-2423

・FAX：03-3591-2431

・ホームページ：https://www.beec.or.jp ・e-mail：shokoki@beec.or.jp

問い合わせ対応（土、日、祝日を除く）：9:30～12:00、13:00～17:30

多くの人が利用する劇場、ホテル、店舗、事務所、マンション等に設置されている昇降機（エレベーター、エスカレーター等）や遊園地等にある遊戯施設（コースター、観覧車等）は、安全を確保するために、定期的に検査を受けて特定行政庁に報告することが義務付けられています。本講習は、講義及び修了考査で構成され、修了考査に合格した方に「修了証明書」を交付します。その後、国土交通省地方整備局長等に申請する事により、その検査を行うことができる昇降機等検査員の資格者証の交付を受けることができます。

本講習へのお申込みには、申込者情報の登録及び受講資格を証明する書類の提出が必要となります。ご確認の上、お申込みいただきますようご案内申し上げます。

受講方法は、WEB講習と会場講習で実施いたします。WEBによる受講環境を確保することが難しい方は会場講習の選択が可能です。なお、修了考査はWEB講習、会場講習とも会場にて実施します。

【第1 開催地、受講方法、開催期日、会場、定員等】（講義の視聴は、WEB講習3週間・会場講習は3日間）

開催地	受講方法	開催期日				会場	定員 (名)
		講義【録画の視聴】		修了考査【会場】			
		受講期間 (視聴期間)	受講場所	受講日	受講場所		
東京	WEB 講習	9 月 6 日(金)～ 9 月 26 日(木)	自宅等	10 月 4 日(金)	会場	ベルサール汐留	570
	会場講習	10 月 1 日(火)～ 10 月 3 日(木)	会場			シェーンバッハ・サボー	150
大阪	WEB 講習	9 月 6 日(金)～ 9 月 26 日(木)	自宅等	10 月 4 日(金)	会場	OMM	405
	会場講習	10 月 1 日(火)～ 10 月 3 日(木)	会場			難波御堂筋ホール	125

WEB講習：インターネットを利用して配信される講義（録画）を自宅等で視聴し、修了考査は会場を受けていただきます。なお、視聴期間内は、何度でも視聴可能ですが、各科目初回視聴時は、1編から順番に視聴していただきます。また、講義時間（視聴時間）が法令で定められているため、各科目初回視聴時は、早送り、倍速での再生、複数講義の同時再生等、視聴時間を早める機能の使用は認められません。一時停止、停止のみ可能です。2回目以降は、どの講義からでも視聴が可能となり、早送り等の機能の使用も可能です。

視聴終了後に「動画視聴完了宣誓書」をメールにて提出をしていただきます。また、視聴期間終了後、事務局で全ての講義の視聴が終了しているか、視聴時間を満たしているかを確認します。1科目でも最後まで視聴が確認できない方、視聴時間を満たしていない方、又は「動画視聴完了宣誓書」の提出がない方は、修了考査を受けられません。

会場講習：希望する開催地の会場で、講義及び修了考査を受けていただきます。

講義は、事前に録画した講義を時間割に沿って会場で視聴する方法です。

WEB講習と講義内容は同じですが、各科目の講義の視聴は1回となります。

インターネット環境の確保が難しい方に用意する講習方法となります。

【注1】 各開催地とも定員に達し次第、申込受付期間中でも締め切ります。また、定員等により、受講方法等を調整させていただきます場合がございます。

【注2】 開催内容等に変更が生じる場合がございますので、最新の情報はホームページを確認してください。

【第2 受講資格】

昇降機及び遊戯施設に関して必要な実務経験^{※1}年数(卒業された学歴等より)及び申込に必要な書類早見表

申込み区分				申込み区分										
Ⅰ	①	学校教育法	大学、専門職大学	4年制	卒業された学科が、「機械工学」「電気工学」又は、同等と認める課程と判断する学科名の場合	≪表1・正規の機械工学・電気工学としてそのまま適応する学科名≫	①の場合	2年以上	申込者情報・写真	インターネットから登録	①			
		職業能力開発促進法	職業能力開発総合大学校等	長期課程、総合課程、応用課程					実務経験等証明書	ホームページよりダウンロード				
	②	学校教育法	短期大学、専門職短期大学、専門職大学(3年の前期課程)	3年制(夜間を除く)		精密機械(工学)科	電気電子(工学)科	電気通信(工学)科	②の場合	3年以上	被保険者記録照会回答票	年金事務所又はマイナポータル	②	
		繊維機械(工学)科	航空(工学)科	造船(工学)科							労働者名簿	勤務先		
	③	学校教育法	短期大学、専門職短期大学、専門職大学(2年の前期課程)	2年制		≪表2・実務経験1年を加えて適応する学科名≫ ※卒業後の実務経験年数にプラス1年が必要	建築(工学)科	土木(工学)科	建設(工学)科	③の場合	4年以上	学科名が記載された卒業証明書又は卒業証書	卒業校	③
			高等専門学校	5年制								成績証明書又は単位修得証明書	卒業校 ※左《表3》に該当する方	
		専修学校	専門課程2年以上	都市(工学)科								設備工業科	建築設備(工学)科	
	④	学校教育法	高等学校	3年制(通信制・夜間を含む)		≪表3・「上記表1又は表2に該当しない学科で、同等の課程と確認ができた学科」※4	上記《表1、2》以外の学科の場合、「単位修得証明書」又は「成績証明書」(卒業された学校から取得)の提出により、正規の「機械工学」、「電気工学」と同等と認める課程であることが確認できた場合。	④の場合	7年以上	学科名が記載された卒業証明書又は卒業証書	卒業校	④		
		専修学校	③の専修学校以外で専門課程	成績証明書又は単位修得証明書						卒業校 ※左《表3》に該当する方				
	⑤	実務経験のみ				昇降機又は遊戯施設に関して11年以上の実務経験			⑤の場合	2年以上	申込者情報・写真	インターネットから登録	⑤	
						実務経験等証明書	ホームページよりダウンロード							
⑥	特定行政庁の職員			建築行政(昇降機又は遊戯施設)に関して2年以上の実務経験			⑥の場合	3年以上	被保険者記録照会回答票	年金事務所又はマイナポータル	⑥			
									労働者名簿	勤務先				
⑦	行政職員 (消防法・労働基準法・駐車場法令の施行に関わる行政職員)			昇降機又は遊戯施設に関する法令の施行に関して5年以上の実務経験(⑥に掲げるものを除く)			⑦の場合	4年以上	申込者情報・写真	インターネットから登録	⑦			
									実務経験等証明書	ホームページよりダウンロード				
⑧	・①～⑦までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 (例：外国の大学等で同等の学科を履修し、実務経験を有する者)※3			①～⑦までの実務経験と同じ			⑧の場合	7年以上	被保険者記録照会回答票	年金事務所又はマイナポータル	⑧			
									労働者名簿	勤務先				
Ⅱ	昨年度の不合格者		昨年度に全科目を受講し、不合格。 (修了審査のみ受けた方は除く)	修了審査のみ受講※5			Ⅱの場合	2年以上	学科名が記載された卒業証明書又は卒業証書	卒業校 ※左《表3》に該当する方	Ⅱ			
									成績証明書又は単位修得証明書	卒業校 ※左《表3》に該当する方				
Ⅲ	一級建築士、二級建築士の資格を有する者		聴講(講義)のみを希望する場合	聴講※6 (修了審査を除く講義のみ受講)			Ⅲの場合	7年以上	申込者情報・写真	インターネットから登録	Ⅲ			
									実務経験等証明書	ホームページよりダウンロードし、 申込者署名欄のみ自筆で記入				
									資格者証	該当資格の資格者証				

※1 この講習の実務経験とは、「建築基準法に基づき昇降機及び遊戯施設に関する実務」を言います。建築基準法に定めるエレベーター、エスカレーター、コースター等の実務に携わった方及び行政に関する実務に携わった方が対象となります。クレーン、人が乗り込んだ状態で運転できない機械式駐車場、カーリフト、舞台装置等又はゲーム機、都市公園における遊具等に関する実務は対象となりません。また、昇降機及び遊戯施設に関する業務であっても、点検・検査等の立会いのみ行う方、庶務、会計、労務、営業等昇降機及び遊戯施設の知識及び技能を必要としない方、業務との関連が少ない方、又はアルバイト・パートタイム就労者等(雇用保険の被保険者等を除く)は実務経験に含みません。

※2 区分I④ 職業能力開発促進センター等の課程は、「普通課程」のみです。「短期課程」を卒業の場合は、区分I⑤となり、実務経験年数は11年以上必要となります。

※3 外国の学校等で同等の学科を履修し卒業された場合、「卒業証書」又は「卒業証明書」の写し等に和訳を付けて提出してください。

※4 卒業された学科が「正規の機械工学、電気工学と同等」か不明の場合は、事前に卒業された学校より「単位修得証明書」又は「成績証明書」を取得して、メール等でお問い合わせください。

※5 修了審査のみの受講ができます。全科目の受講を希望する場合は、区分I①～⑧での申込となります。その場合、申込書類等はすべて必要となります。

※6 聴講は修了審査を受けることができません。講習終了後「聴講証書」を発行いたしますが、聴講番号では定期検査はできません。一級建築士・二級建築士の資格を有する方で、修了証明書及び昇降機等検査員資格者証が必要な方は、区分I①～⑧での申込みとなります。

「実務経験」の詳細は
当財団ホームページ参照 →



【第3 講習の科目と時間】（合計：22.5時間）

科目	時間	科目	時間
① 昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	1時間	⑦ 昇降機の検査標準	2.5時間
② 昇降機に関する建築基準法令等	3.5時間	⑧ 遊戯施設概論	0.5時間
③ 建築学概論 ^{〔注1〕}	2時間	⑨ 遊戯施設に関する建築基準法令等	1.5時間
④ 昇降機・遊戯施設に関する機械工学	2時間	⑩ 遊戯施設の検査標準	1.5時間
⑤ 昇降機・遊戯施設に関する電気工学	2時間	⑪ 昇降機・遊戯施設に関する維持保全	1時間
⑥ 昇降機概論	3時間	⑫ 修了考査 ^{〔注2〕}	2時間

〔注1〕科目の免除について、**建築設備士、建築設備検査員、特定建築物調査員、防火設備検査員の資格を有する方の場合**、科目③建築学概論の受講免除を受けることができます。**免除を希望される方は、各資格の証書の写し等を提出してください。**この場合、受講料の減額はありません。また、受講方法は「**会場講習**」のみとなります。

なお、⑫修了考査は、講習科目の免除を受けた場合でも、**全講習科目から出題されます。**

〔注2〕全講習科目を受講しないと修了考査は受けられません。（上記免除者及び昨年度の不合格者で今回修了考査のみの受講者を除く）

【第4 受講料】 ※申込み区分はp2「第2受講資格一早見表」を参照してください。

申込み区分		受講料（消費税込み）
区分Ⅰ	全課程を受講・建築学概論免除※ ※ 建築学概論免除は会場講習のみ	46,200円〔テキスト代を含む〕
区分Ⅲ	聴講 ※ 聴講はWEB講習のみ	
区分Ⅱ	再受講	19,800円〔テキスト代を含む〕
		11,000円〔テキスト代を 含まず 〕

〔注1〕テキスト代は、8,800円（消費税込み）

〔注2*〕受講料は、インターネットによる申込者情報入力後、決済方法（コンビニ支払い又はPay-easy）を選択して、**申込後、10日以内**に受講料をお支払いください。

※Pay-easyはネットバンキング対応のみとなります。

〔注3〕**振込手数料**はかかりません。

〔注4〕**振込後に自己の都合により受講されなかった場合及び受講後に受講取消となった場合、既納の受講料は原則返金いたしません。**

〔注5〕病気等やむを得ない場合に限り、書類（診断書等）の提出をもって、受講料の返金を認めます。（事務手数料7,000円を引いた金額）

*注2 支払い方法について

①**コンビニ支払い**…セブンイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、セイコーマートで利用可能。

<https://www.smbc-fs.co.jp/kb/oshiharai/payment-station03/>



②**Pay-easy 支払い**…お支払い画面から、インターネットバンキングにログインして支払う方法です。Pay-easyが利用できる金融機関を事前にご確認ください。

<http://www.pay-easy.jp/howto/>

（「WEBサイトからお支払い」）



【第5 申込み方法】

インターネットによる申込者情報の入力、顔写真、申込に必要な書類のアップロード後、受講料の支払いをしていただきます。

【ホームページ 昇降機等検査員講習】 https://www.beec.or.jp/course/mlit_course2/



1. 申込期間・受講料の入金期限

インターネットによる申込み期間	令和6年6月10日(月) 10:00 ～7月22日(月) 17:00
受講料の入金期限	申込後10日以内

※支払い期限を経過すると支払いができなくなります。その場合は、事務局へご連絡ください。

※インターネットによる申込者情報の入力・顔写真・書類のアップロードだけでは受付とはなりません。受講料のお支払いを済ませた時点で受付完了となります。

※各開催地とも定員に達し次第、申込受付期間中でも締め切ります。

※キャンセル待ちはお受けしていません。

※申込み状況は、当財団のホームページに掲載します。

※開催内容等に変更が生じ、ご協力いただく場合がございます。最新の情報は当財団のホームページを確認してください。

2. 受講種別の変更

申込み完了後の開催地・受講方法の変更は原則できません。

ただし、転勤等のやむを得ない事情があり、それを証明できる場合に限り認められます。この場合には、「辞令の写し」等の提出が必要です。

業務の都合による変更等はできませんので、あらかじめ調整の上、お申込みください。

3. インターネット申込み前の事前準備

インターネット申込み時に、顔写真、申込に必要な書類をアップロードしていただきますので、必ず事前にご準備ください。

① 申込み区分に伴う申込に必要な書類の取得

p 2の早見表より、該当する申込み区分の必要書類を確認し、「書類入手先・入手方法等」を参考に書類を準備してください。(p 5～6 参照)

申込み時に書類をアップロードしていただきますので、書類ごとに **PDF 形式で準備**してください。

② 「実務経験等証明書」のダウンロード&作成 (p 7 参照)

ホームページより「実務経験等証明書」の様式(Excel)をダウンロードし、作成してください。

勤務先証明欄、申込者署名欄等は、印刷後、記入・押印をしてください。

申込み時に書類をアップロードしていただきますので、署名・押印後、**PDF 形式(カラー)**で準備してください。

③ メールアドレスの確認

申込み時にメールアドレスを登録していただきます。必ず本人が確認できるメールアドレスをご登録ください。

なお、同一メールアドレスで複数の登録はできません。

④ 顔写真データの作成

正面・無帽・無背景で半年以内に撮影した、鮮明な顔写真の画像(JPEG 形式・カラー)をご用意ください。デジタル写真の場合、加工修正したものや、不鮮明なものは受付できません。

パソコン又はスマートフォンから直接撮影することも可能です。

① 申込み区分に伴う申込に必要な書類の取得について

被保険者記録照会回答票

※勤務先・在職期間を確認するための書類です。

※公務員の方は共済組合の「加入期間確認記録票」でも可。

この書類は年金事務所で発行するもので、厚生年金等の加入期間等を確認するための書類です。年金事務所・年金相談センターの窓口、郵送又は、WEB（電子版）、マイナポータル等から取得できます。

詳細については、「日本年金機構ホームページ」ねんきんネット (https://www.nenkin.go.jp/n_net/) でご確認ください。WEB（電子版）、マイナポータルは事前の登録が必要となります。

なお、発行までに日数を要する場合がございますので余裕を持ってお手続きください。

（注意点）

① **令和6年4月1日以降に発行されたもの**を提出してください。

② お勤め先名称が記載されていること。（記号不可）

③ 在職期間が記載されていること。

※ 住所が現住所と異なる場合、現住所を余白（名前の下）等に手書きで追記してください。

【取得先】

〔ねんきんネット〕 https://www.nenkin.go.jp/n_net/



1. 「ねんきんネット」にログインする。

2. 「通知書を確認する」を選択し、「電子版『被保険者記録照会回答票』」をダウンロードする。



〔マイナポータル〕 <https://myna.go.jp/>

1. マイナンバーカードを利用して、マイナポータルにログインし、「ねんきんネット」を選択する。

※マイナポータルからねんきんネットに連携が必要です。

2. 《通知書を確認する》を選択し、『電子版「被保険者記録照会回答票」』をダウンロードする。

●実務経験年数期間中に「**国民年金期間**」または「**年金加入期間がない**」場合は、その期間を証明する公的な書類が別途必要となります。

【書類例】

会社員の場合	雇用保険被保険者資格取得届出 確認照会回答書 ※職業安定所発行	・受講申込者の氏名、事業所の名称、資格取得年月日 が記載されていること
・申込者が事業主 （代表者）の場合 ・個人事業主の場合	確定申告の写し ※被保険者記録照会回答票で確認 できないすべての年度分が必要。	・受講申込者の氏名が記載されていること ・職業（屋号・雅号）が記載されていること。 ・提出先税務署等の受付印又は証明書があること
	傷害保険等の写し ※被保険者記録照会回答票で確認 できないすべての年度分	・勤務先名が記載されていること ・受講申込者の氏名が記載されていること ・保険会社の会社名（社印）があること ・加入期間が記載されていること
	一人親方労災保険加入証明書 ※被保険者記録照会回答票で確認 できないすべての年度分	・受講申込者の氏名が記載されていること ・業種（職種）が記載されていること ・加入期間が記載されていること ・労働保険事務組合名（社印）があること

※上記以外に、公的な書類で、受講申込者の氏名、勤務先、在職期間を証明する書類があればお問合せください。
書類と同等と認められれば確認書類として提出可能です。

なお、親会社又は系列会社の証明、給与明細、源泉徴収票等は確認書類にはなりません。

労働者名簿

※勤務先・在職期間を確認するための書類です。勤務先によっては「個人台帳」「在職証明書」「勤務台帳」等

「労働者名簿」とは、事業主（使用者）が、各事業場ごとに労働者の数に関係なく、全ての労働者について厚生労働省で定められている事項を作成しているものです。

勤務先の総務関係部署等にお問い合わせいただき、取得してください。

なお、保存期限が5年間の為、退職後5年経過した場合は、労働基準法第22条に基づく「退職時等の証明」の交付を前勤務先に請求してください。

※労働基準法一抜粋

（労働者名簿）

第107条 使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

2 前項の規定により記入すべき事項に変更があった場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。

（記録の保存）

第109条 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。

（退職時等の証明）

第22条 労働者が退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

※現在の勤務先若しくは、実務経験の対象となる最終勤務先のみ提出してください。

労働者名簿	労働者名簿に記載しなければならない必要事項は、 ① 氏名、② 生年月日、③ 性別、④ 住所、 ⑤ 従事する業務の種類（労働者数が30人未満の事業場は不要）、 ⑥ 雇入れ年月日、 ※⑦ 解雇又は退職の年月日及びその事由（退職の事由が解雇の場合はその理由を含む）、 ※⑧ 死亡の年月日及びその原因、⑨ 履歴 ※⑦⑧は該当しない場合、記入がなくても可。
退職証明書	現在、業務に携わっていない場合、若しくは、実務経験に関する会社に勤務されていない場合、実務経験を有する前勤務先に「退職証明書」（右図参考）の交付を受け、提出してください。
履歴事項全部証明書、保守契約書等	申込者が代表者（経営者）の場合 、「労働者名簿」に代わる書類として、法務局発行の最新の「履歴事項全部証明書」等を提出してください。 法人登記していない場合は、「保守契約書」、「工事請負契約書」、「発注書」の写し等を提出してください。 その場合、会社名・申込者氏名（会社代表者名）・契約期間・契約先会社名・社印が記載されている書類を対象とし、在職期間が確認できる書類をすべて提出してください。

② 「実務経験等証明書」のダウンロード&作成について

実務経験等証明書

※当財団ホームページよりダウンロードして作成してください。
（「昇降機等検査員」→「申込方法等」→「②実務経験等証明書」）

〔受講区分〕 p 2「早見表」を確認し、該当する区分を選択し、**事前に確認してから**作成してください。
なお、区分Ⅱ、区分Ⅲに該当する方は、「実務経験等証明書」を印刷し、「D. 申込者署名欄」のみ記入（自筆）してください。

〔A. 学歴〕 義務教育を除き、すべての学歴を正確に記入してください。なお、最終学歴が「中学校」の場合のみ、「中学」欄を記入してください。

〔B. 実務経験の内容〕 昇降機・遊戯施設に関する実務を、該当する内容を選択し、実務に携わった期間を正確に記入してください。「被保険者記録照会回答票」、「労働者名簿」により確認いたします。
「実務期間」は、最終勤務先で8月31日まで継続して実務に携わる場合は、**8月31日まで算入可能**です。

〔C. 勤務先証明欄〕 現在又は最終の勤務先より、署名・押印を頂いてください。なお、**証明者は、部長職以上（役職印を有する方）**となります。

※証明者は、申込者の記載内容について、正確であるかの確認を行い、証明欄に記入及び押印してください。実務経験の確認の為、追加資料等の提出をお願いする場合がございます。

◎申込者本人が事業主の場合の勤務先証明欄

証明は、**実務経験に関わる保守契約・請負契約等を行っている会社の代表者等**より証明を受けてください。
また、「申込者と証明者の関係」欄にその関係性を明記し、契約書の写し（甲乙の記載・押印があるもの）を提出してください。

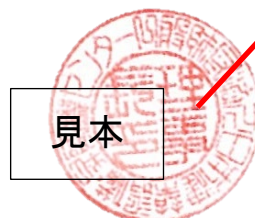
◎社印・役職印について

- ① 社印（会社名のみ印）・・・角印
- ② 役職印（部長職以上の役職名が入った印）・・・【例】代表取締役、所長、部長 等
- ③ 社印・役職印（会社名及び役職名の両方が入った印）・・・実印（丸印）

①【社印】の例



③【社印・役職印】の例



「役職名」が記載されている

※②役職印に個人印を役職印として使用している場合、それがわかる書類（印鑑証明又は契約書等でその印を使用しているもの）の写しを添付してください。

※③があれば、①②両方をまかなうので、押印は③のみで結構です。

【記入例】

「早見表」を確認して、受講区分を選択してください。

実務経験年数1年を加えて適応する学科の場合は「✓」を選択してください。

実務経験等証明書

※申込み区分を選択してください。申込み区分がわからない場合、ホームページの【申込に必要な書類】の「②早見表」をご確認ください。

←HPの早見表にリンク

受講区分	I-⑤	実務経験のみ、11年以上	受講区分 I ①～④で、卒業された学科が、実務経験1年を加えて適応する学科の場合、右の口には✓を選択してください
------	-----	--------------	--

A.学歴（義務教育を除き、すべての学歴を省略しないで正確に記入してください。※最終学歴が中学校の場合のみ中学校欄を記入してください。）

学校名		昼夜間の別	所在地	在学期間	卒業・中退
学部学科名(コース名)		修学年数	※分ける範囲までの記入で可		
中学	学校名			年 月 日から 年 月 日まで	卒業 (最終学歴)
高校	学校名	昼 間	東京都港区	5年	卒業
専門学校	学校名	夜 間	東京都千代田区	3年	編入
専門学校	学校名	昼 間	東京都大田区	2年	卒業

【昇降機】か【遊戯】か【行政】を選択し、該当機種等をリストから選択してください。

実務内容リストから行っている実務内容を選択してください。

B.実務経験の内容（昇降機、遊戯施設に関する技術的な実務に限る）※申込案内「申込書」記入上の注意事項を参照。※この欄に記載の勤務先名・実務期間は、「被保険者記録照会回答票」及び「労働者名簿」等により確認します。

勤務先名		実務経験の内容		実務期間(和暦)		
所属部署等		主な機種等	機種に対する実務の内容	期 間	年月数	
勤務先	有限会社昇降機メンテナンス	【昇降機】エレベーター(乗用・人荷共用・寝台用)		平成22年1月1日	8 年	
		【昇降機】エレベーター(乗用・人荷共用・寝台用)	保守・メンテナンス	～	2 カ月	
部署等	A部	月間の作業台数		15 台	平成30年	
勤務先	遊戯施設株式会社	【遊戯施設】ウォーターシュート	製造・組立	平成30年	実務を行っていた期間を記入してください。 い。 最終勤務先で8月31日まで継続して実務に携わる場合は、 <u>8月31日まで算入可能</u> です。	
		【遊戯施設】コースター	保守・メンテナンス	～		
部署等	B部	月間の作業台数		5 台	令和元年	
勤務先	D市	【行政】昇降機・遊戯施設に關しての建築確認、工事完了検査、消防同意等		令和4年	31 日まで継続して実務に携わる場合は、 <u>8月31日まで算入可能</u> です。	
				～		
部署等		月間の作業台数		10 台	令和5年4月	
勤務先	昇降機株式会社	【昇降機】エレベーター(乗用・人荷共用・寝台用)	保守・メンテナンス	令和5年	～	3 カ月
		【昇降機】エスカレーター	保守・メンテナンス			
部署等	C支店 Z部	月間の作業台数		15 台	令和6年8月31日	30 日
実務期間の合計				在職期間の合計 11年10ヵ月26日 必要実務経験数 11		

実務を行っていた期間を記入してください。最終勤務先で8月31日まで継続して実務に携わる場合は、8月31日まで算入可能です。

C.勤務先証明欄（現在または最終の勤務先）

※必ず「社印」と「証明者の役職印」の2つの印を押して下さい。社印と役職印が両方入っている印の場合は1箇所のみ捺印してください。

証明者は、申込者の記載内容について正確であるかの確認を行い、証明者欄に記入及び押印ください。実務経験の確認の為、追加資料の提出等をお願いする場合があります。

証明日 令和●年●月●日

証明者の勤務先名称 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

証明者の役職名 理事長

証明者の氏名 昇降機 太郎



申込者と証明者の関係 ※申込者本人が代表者の場合、証明を受けた第三者証明者との関係を明記して下さい。

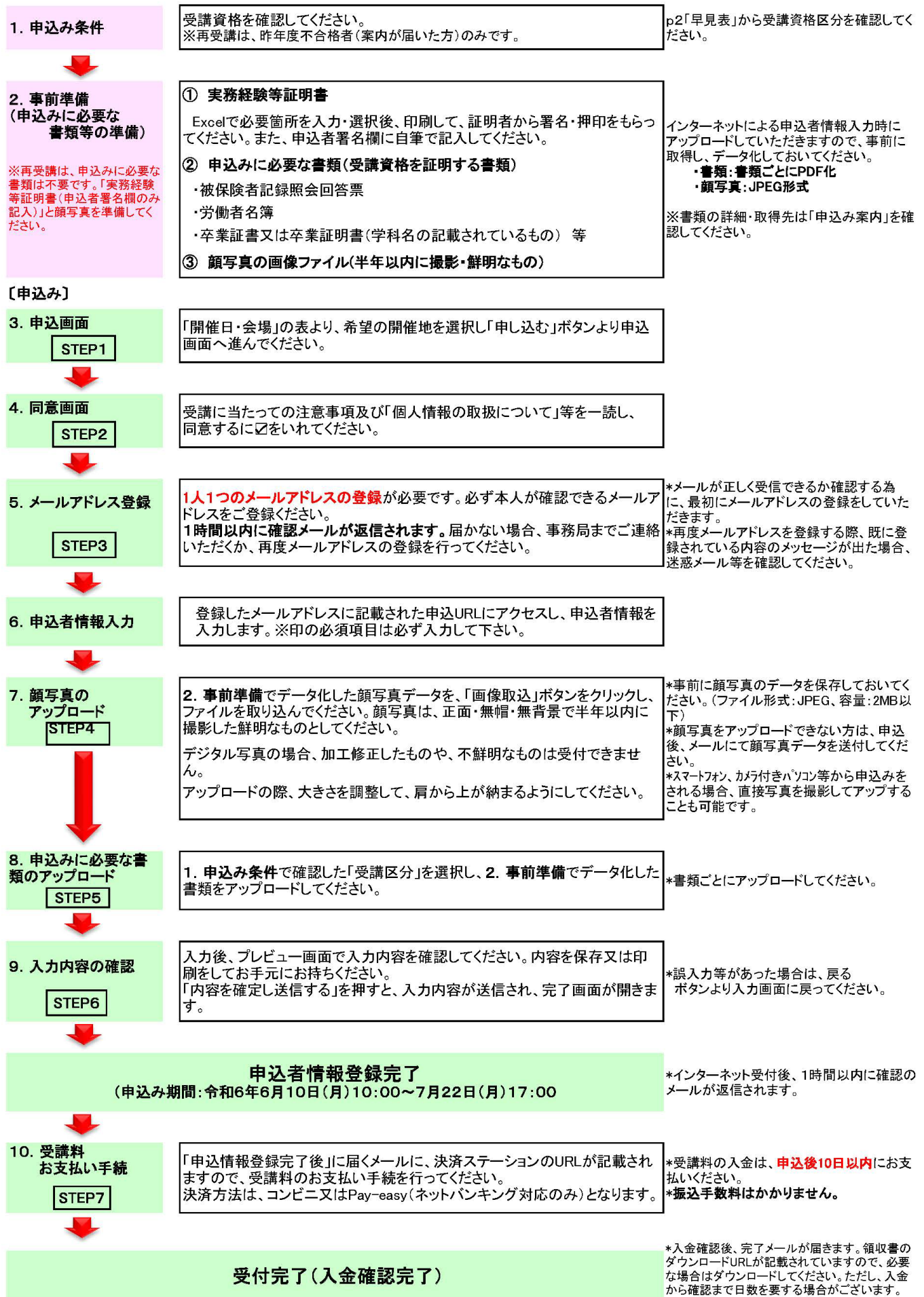
D.申込者署名欄（住民票に記載の氏名の漢字を正確に記入してください。修了された場合、ここに記入された氏名で修了証明書が作成されます。）

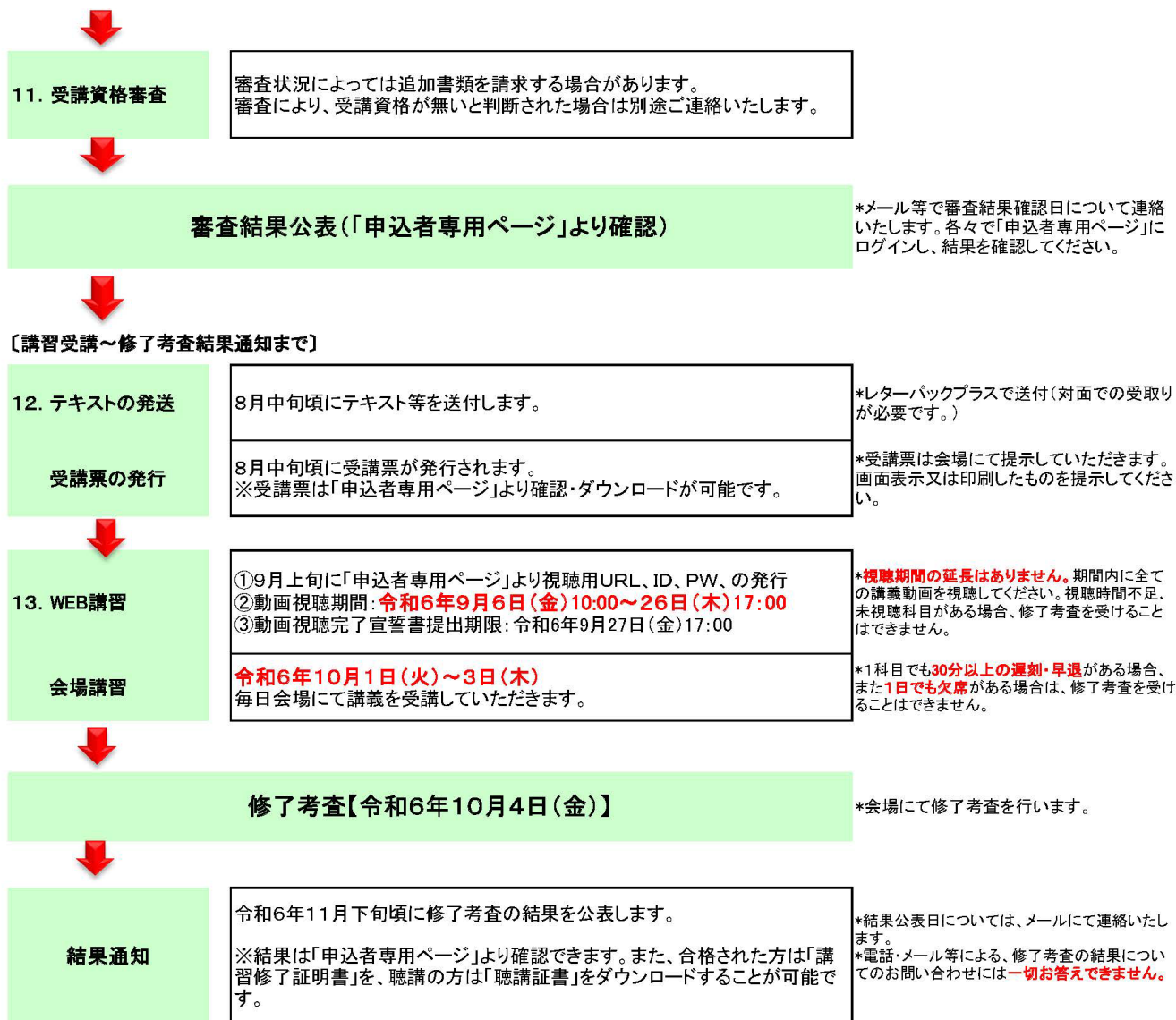
全ての事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。
なお、申込書及び実務経験書の記入事項に虚偽が発覚した場合、修了考査の結果に拘わらず修了証明書を無効重ねて誓います。

申込者本人氏名(署名) 設備 花子

印刷後、自筆で記入してください。

【第6 申込みから修了考査結果通知までの流れ】





視聴期間：令和6年9月6日（金）10:00～9月26日（木）17:00 まで

動画視聴完了宣誓書提出期限：令和6年9月27日（金）17:00 まで

①9月6日（金）10:00～9月26日（木）17:00：初回の視聴が終了した講義については、何度でも自由に視聴可能

②9月26日（木）17:00～9月27日（金）10:00：配信停止

③9月27日（金）10:00～10月3日（木）17:00：①の期間内に全講義の初回視聴が終了した方は、全講義を何度でも自由に視聴可能

〔視聴環境〕（※申込み前に必ずご確認ください。）

インターネットに接続が可能なパソコン（内蔵スピーカー等により音声を聴けること）、タブレット又はスマートフォン（いずれもブラウザは最新版）

◎視聴環境：詳しくは、ミテシル利用者マニュアル

（<https://support.mite.stream.co.jp/hc/ja/articles/16922620663705>）をご確認ください。



◎動画視聴環境確認：

（<https://tech-support.cdnnext.stream.ne.jp/mite/check/>）をご確認ください。



〔視聴の注意事項〕

- 1 視聴期間の延長はございませんので、期間内で全ての講義を視聴してください。
- 2 講義時間（視聴時間）は法令で定められており、各科目初回視聴時は、会場講習と同様に1編から順番に視聴していただきます。ひとつの講義を最後まで視聴しないと次の講義は視聴できません。一時停止、停止は可能です。途中で視聴を停止する場合、次回アクセス時には、前回停止した箇所からの視聴ができます。（同じ端末使用時のみ）
- 3 各科目初回視聴時は、早送り、倍速での再生、複数講義の同時再生等、視聴時間を早める機能の使用は認められません。2回目以降は、どの講義からでも視聴が可能となります。また、早送り、巻き戻し等の機能の使用も可能です。
- 4 すべての科目の初回視聴を終了次第、提出期限までに「WEB 講習動画視聴完了宣誓書」の提出をお願いします。
「WEB 講習動画視聴完了宣誓書」が提出された方から順次、事務局において以下の内容で各科目の初回視聴状況の確認を行います。
①すべての科目を最初から最後まで、各科目の講義時間以上再生していること
②各科目の再生時刻の重複（同時再生）がないこと
上記①・②の要件を満たしていない場合は、修了審査を受けられません。
- 5 講義の音声・映像の著作権は、当財団に帰属します。これにより、録画、複製等の行為は一切禁止いたします。

普段から「倍速再生」などを利用されている方は、特に上記4①の要件を満たさなくなってしまうので、再生速度の設定にご注意ください。

また、初回視聴時は、シークバーが表示されない設定としていますが、視聴環境によって表示された場合でも、早送りをしないようにご注意ください。

なお、上記以外の視聴方法も含め、不適切な視聴等が判明した際には、厳正に対処させていただきます場合がございます。

【「WEB講習動画視聴完了宣誓書」の提出】

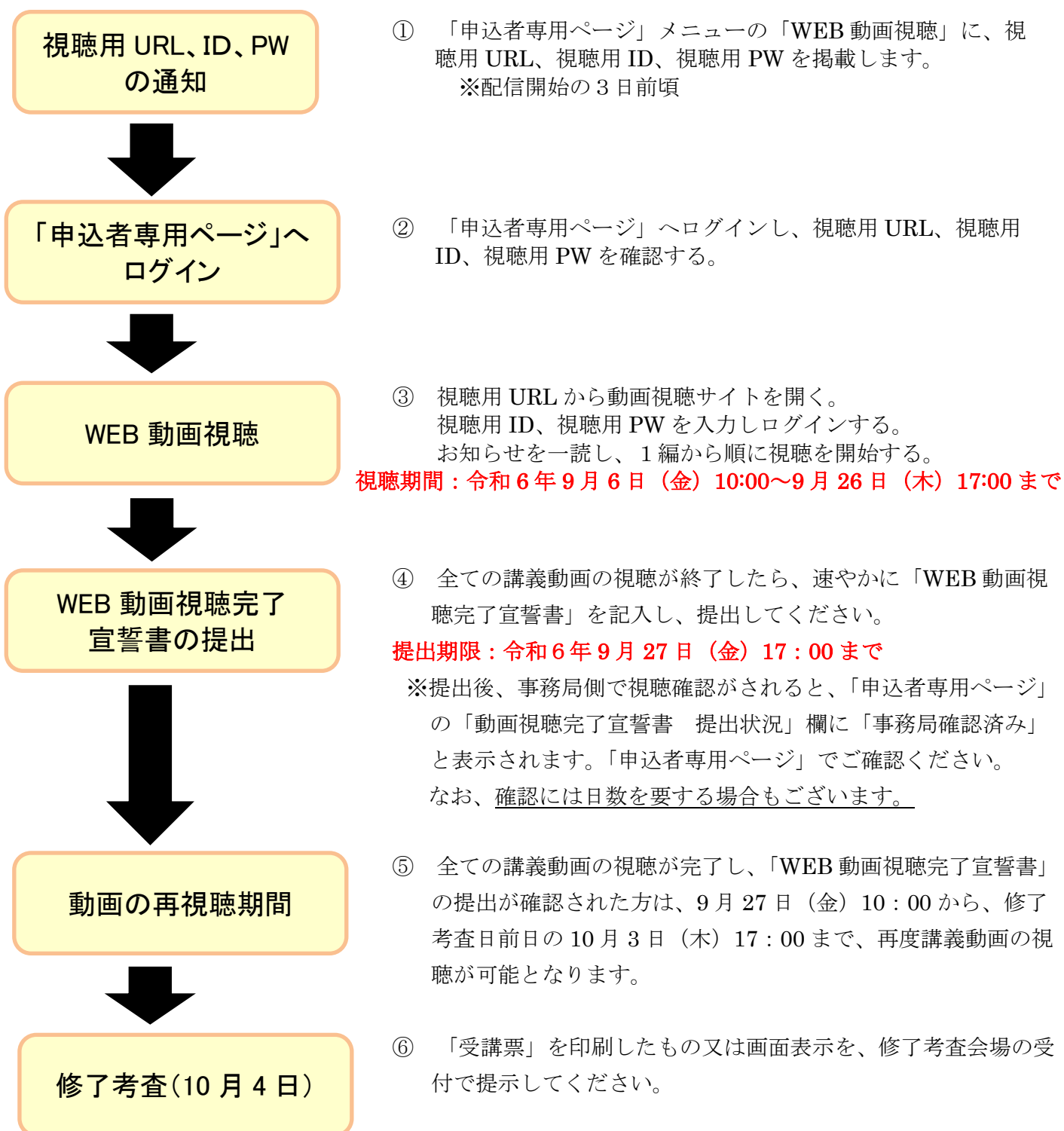
視聴終了後に、「申込者専用ページ」より「WEB講習動画視聴完了宣誓書」を印刷し、署名をしていただいた後、メールにて提出してください。事務局で視聴確認を行います。「WEB講習動画視聴完了宣誓書」の提出がない方は、修了考査をお断りする場合がございます。

「WEB講習動画視聴完了宣誓書」は、動画視聴サイトのお知らせ又は「申込者専用ページ」よりダウンロードできます。

【提出方法】・提出先メールアドレス：shokoki@beec.or.jp

- ・メールタイトル：「動画視聴完了宣誓書」(ID)
- ・メール本文：ID、氏名、連絡先を記入
- ・添付ファイル名：IDと氏名

WEB講習の流れ



【第8 住所・勤務先等の変更手続き】

申込み後に登録情報に変更が生じた場合、文書又はメールにて事務局までご連絡ください。変更の連絡の際は、受講番号（受付番号）、氏名、連絡先電話番号と、変更内容については、変更前、変更後を必ずご記入ください。

【第9 災害等が発生した場合における講習会実施の対応方針について】

災害等が発生した場合、講習の開催地において、講習日前又は講習当日の講習会場を含む地域の災害状況や交通機関・講習会の状況等により、開始時間を遅らせる又は当日の講習を中止し、講習の延期等を判断する場合がございます。

災害等が発生した場合における講習実施に関する情報は、当財団のホームページで情報提供する予定です。

そのため、**必ず講習までに同ホームページを確認してください**。同ホームページに記載した講習実施に関する情報については、同情報を確認しないことにより生じるいかなるトラブルに対しても、当財団は責任を負いかねます。

※講習開催にあたり、緊急時の連絡等は、受講者へメールにて一斉に送信いたします。そのため、**必ず本人が確認できるメールアドレスをご登録ください**。

※今後の国や関係機関・各自治体等の方針により中止となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※個人情報の取扱いについて

講習申込書、添付書類等により記載された個人情報は、本講習に伴う業務（講習の受講に伴う連絡、講習結果の送付、修了証明書の交付等に関するもの及び資格取得の管理）、及び当財団からの情報提供のために使用いたします。なお、取得した個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理いたします。

各 会 場 の 場 所

【東京会場】

《WEB 講習 考查会場》

ベルサール汐留

東京都中央区銀座 8-21-1
住友不動産汐留浜離宮ビル

- 「汐留駅」5 番出口 徒歩 4 分（大江戸線）
- 「汐留駅」東口 徒歩 5 分（ゆりかもめ）
- 「新橋駅」汐留口 徒歩 7 分（JR 線）
- 「新橋駅」JR 新橋駅・汐留方面改札
徒歩 7 分（浅草線）
- 「新橋駅」2 番出口 徒歩 7 分（銀座線）
- 「東銀座駅」6 番出口
徒歩 9 分（日比谷線・浅草線）
- 「築地市場駅」A2 出口 徒歩 6 分（大江戸線）

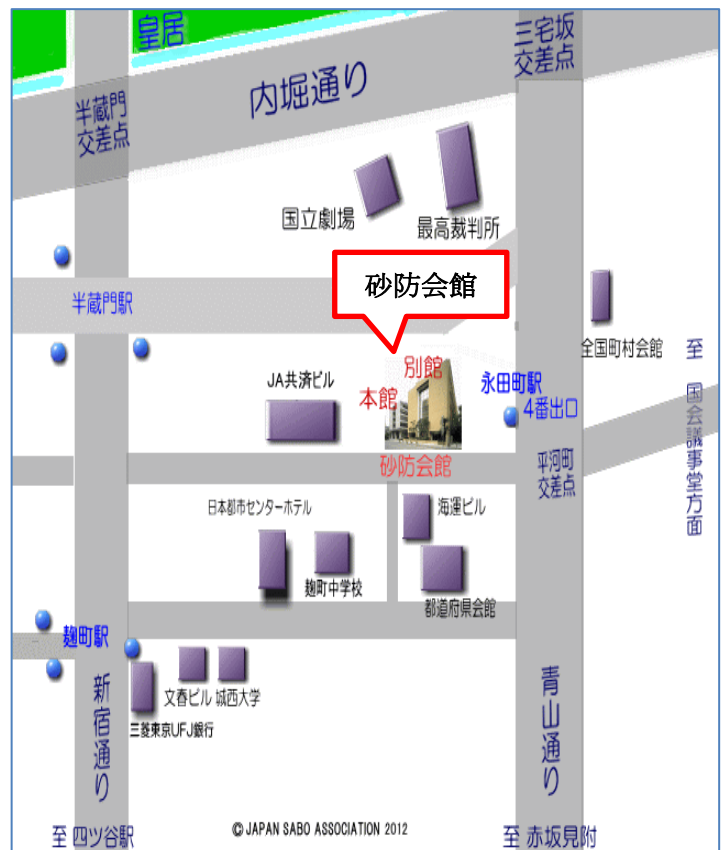


《会場講習》

シェンバハ・サボー

東京都千代田区平河町 2-7-4
砂防会館 別館 1 階

- 「永田町駅」4 番出口 徒歩 1 分
（地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線）



【大阪会場】

《WEB 講習 考査会場》

OMM

大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31

OMMビル

「天満橋駅」東口（京阪線）

「天満橋駅」北改札口（大阪メトロ谷町線）

OMM 地下 2 階に連絡



《会場講習》

難波御堂筋ホール

大阪府大阪市中央区難波 4-2-1

難波御堂筋ビルディング

「なんば駅」13号出口直結（大阪メトロ）

